

## カンボジア王国

## 主要データ

国名〔英名〕	カンボジア王国〔Kingdom of Cambodia〕
面積(km <sup>2</sup> )	181,035
海岸線延長(km)	443
人口(百万人)	15.2
人口密度(人/km <sup>2</sup> )	84.0
GDP(十億 US\$)	14.24
一人当り GDP(US\$)	934
主要鉱産物：鉱石	なし
主要鉱産物：地金	なし
鉱業管轄官庁	鉱工業エネルギー省 鉱物資源総局(Ministry of Industry, Mines and Energy, General Department of Mineral Resources)
鉱業関連政府機関	カンボジア開発評議会(CDC)
鉱業法	鉱物資源の管理及び利用に関する法律(Law on Management and Exploitation of Mineral Resources, 2001年)
ロイヤルティ	金属及び非金属鉱物のロイヤルティに関する共同政令
外資法	投資法(1994年制定、2003年改正) 鉱業にかかる外資規制なし
環境規制法 (環境影響調査制度、環境・排出基準の有無等)	環境保護と自然資源管理に関する法律, 1996年 環境影響調査プロセスに関する政令, 1999年 水質汚濁の管理に関する政令, 1999年 固形廃棄物の管理に関する政令, 1999年 大気汚染と騒音の管理に関する政令, 2000年
鉱業公社	非鉄金属に関する鉱業公社はない。
鉱業活動中の民間企業	Renaissance Minerals(豪)、Southern Gold Cambodia(豪)、Indochina Mining Ltd.(豪)、Angkor Gold(加)、Vinacom (ベトナム) 等 民間団体としてカンボジア鉱業探鉱会社協会(CAMEC)
近年の鉱業関連問題 (資源ナショナリズム、労働争議、環境問題等)	鉱業がもたらす環境破壊、関連する汚職等について NGO による指摘：2009年2月 Global Witness による「Country for Sale」、2013年3月 Equitable Cambodia による「The Chinese North-South Railway Project」、及び Development and Partnership in Action による「Mining Picture Book」等
2012年のトピックス	鉱物資源総局(GDMR)が UNDP の協力を得て鉱物資源の輸出政策等7項目について鉱業政策の見直しに着手

## 1. 鉱業一般概況

カンボジアにはボーキサイト、鉄、マンガン、金、銅等の様々な鉱物の賦存が知られているが、2012年において金属鉱物に関する鉱業活動で生産段階のものは、小規模な金の採掘等に限定されている。政府の統計上では、石灰石や建設用砂利等の工業原料の生産が報告されているだけである。2013年3月の鉱物資源総局の発表によれば、13社に対して採掘権を許可しており、内訳は金4件、鉄1件、石炭1件、残りは工業原料となっている。更に、金1件を含む3件の採掘権が審査中であるとされる。

大規模開発案件としては、2012年4月、Guangxi Nonferrous Metals Group(中国)が、カンボジア北部プレアヴィヒア州Rowan地区において、第1フェーズとなる総投資額1億US\$の鉄鉱石鉱山開発を含む製鉄プロジェクトの建設に着手したと報道された。プロジェクトの第1フェーズは、年産100万t規模の鉄鉱石鉱山開発、年間処理量60万t規模の選鉱プラント、年産30万t規模となる直接還元鉄(DRI)プラントの建設を実施する。さらに将来的には、総額7億US\$を投資し、製鉄・製鋼プラント、発電プラント建設なども計画しており、カンボジアにおける重工業地域開発を目指しているとされるが、2013年1月には、政府高官が本案件は凍結されたと発言している。一方、同時期に中国の支援を受けたCambodia Iron & Steel Mining Industry Group (CISMIG)が同じプレアヴィヒア州Rovieng地区において、鉄鋼生産の計画を発表した。開発は南部の港湾建設と、その港湾と鉄鋼プラントを鉄道で結ぶ大規模なもので、総額112億US\$の投資になるとされる(Equitable Cambodia)。

## 2. 鉱業政策の主な動き

### (1) カンボジアの鉱業法及び環境規制

カンボジアでは2001年7月に施行された「鉱物資源の管理及び利用に関する法律」(鉱業法)に探査権及び採掘権を含む6種類の鉱業権が規定されている。2005年には鉱業法を補足する2つの短い政令第8ANKr.BK及び第113ANKr.BKが出され、鉱業権に関しては鉱工業エネルギー省(MIME)の鉱物資源総局(GDMR)が窓口となり、その中で採掘権取得にはカンボジア開発評議会(CDC)の承認が必要となっている。鉱業権者の権利・義務内容はMIMEとの間に締結される鉱物探査・採掘契約書(Agreement on Mineral Exploration and Exploitation)において具体的に規定される。鉱業権の取得は基本的に先願主義で、外資に対する規制や政府の資本参加の規定は無い。

一方、環境規制については、1996年末に公布された「環境保護と天然資源の管理に関する法律」により、全ての案件は環境影響評価(EIA)を作成し環境省の承認を得ることが義務付けられている。対象となる案件が曖昧であったこの法律は、1999年4月の「環境影響評価プロセスに関する政令」により補足されており、鉱業分野については採掘から製錬まで対象とされた。また、2009年には環境影響評価(EIA)報告書を作成するための一般的なガイドラインが発表されている。鉱業権取得手続きの流れの中では、鉱物探査・採掘契約書を締結した事業者が、探鉱の結果により採掘権申請をする際、環境省にEIAを提出する。

2012年より、GDMRはUNDPの協力を得て以下の7項目について鉱業政策の見直しを進めている。

- 1) 鉱物資源開発に関する国の役割の強化
- 2) 持続可能で責任ある鉱業の推進
- 3) 鉱物資源開発と自然保護エリア
- 4) 鉱物資源開発とコミュニティー
- 5) 零細鉱業及び小規模鉱業(ASM)
- 6) 鉱物資源と輸出政策
- 7) 鉱物資源と輸入政策

### (2) 未加工鉱物資源の輸出禁止

上記(1)の6)で検討中であるが、カンボジアの鉱業政策において、探鉱段階から実際の鉱山開発に移行する場合に最も問題視されているのが、以下の2005年1月31日付け政令第8ANKr.BKの第2条である。

「天然鉱物資源の全てのタイプは輸出を許可されず、最終産物を作る国内の会社の需要を満たすために供給される。最終産物のみが海外への輸出を許可される」

この条文によれば、例えば銅鉱山の場合、銅精鉱は輸出できず、必ず製錬所で銅地金にしない限り輸出できないとも読み、海外の投資家にとっては製錬所建設の様な過大な初期投資を求められること

になりかねない。この点についてカンボジア鉱業探鉱会社協会 (GAMEC) は、2012 年 8 月に開催された法律、税金、良い統治の官民作業部会においてこの問題を取り上げ、本条の見直しと改正を政府に対して求めた。これに対して政府 (MIME) は、鉱種によっては技術的経済的に製錬事業が現実的ではないことを認識し、政令にある「最終産物」の定義を明確にするとした。MIME は UNDP や GAMEC の支援を受けて現在も本件について協議会を重ねて検討中であるが、鉱物の精製過程を以下の 4 つに区分し、ステージ 2 以降の輸出に問題は無いとした。但し、石炭、石灰石、リン酸等国内需要の見込まれる鉱物は輸出できないとみられる。

ステージ 1：鉱物生産及び精鉱生産

ステージ 2：製錬・精製を含む金属生産

ステージ 3：鉱物や金属の半加工品

ステージ 4：金属加工品

ステージ 1 に属する精鉱の輸出について、2013 年に東京で開催された「カンボジア鉱業投資セミナー」において、鉱物資源総局 (GDMR) 副局長が銅の場合を念頭に語ったところによれば、先ず開発事業者はカンボジア国内で製錬するケースと精鉱を輸出する双方のケースを比較して、開発事業者の選択の妥当性を示すべきとした。即ち、仮に精鉱輸出を選択する場合、費用対効果分析により如何に輸出が開発案件に合理性をもたらすのかを明らかにすべきであるとした。現実的には、カンボジアの銅の内需は限定的であること、また新たな製錬所稼働に必要な余剰電力はないこと、或いは製錬所がもたらす環境リスク等にも懸念があることから、銅精鉱の輸出は認められるとの見方もある。

### 3. 主要鉱産物の生産・輸入・消費・輸出動向

#### (1) 主要金属鉱石生産量

データなし

#### (2) 主要金属地金生産量

データなし

#### (3) 主要金属消費量

データなし

#### (4) 主要金属輸出量

データなし

#### (5) 主要金属輸入量

データなし

### 4. 鉱山・製錬所状況

鉱山・製錬所ともなし

### 5. 探鉱状況

2013 年 3 月現在、鉱物資源総局 (GDMR) が明らかにしたところによれば、91 社に対して 139 の案件に探査権が付与されている (石炭や工業原料を含む)。主な外資による探鉱案件を表 5-1 に示す。Renaissance Minerals (豪) は OZ Minerals 社から、カンボジア東部の Okvau 案件を取得し、JORC コードに基づく新たな予測及び概測資源量として、同案件の量を 120 万 oz と発表した。Geopacific

Resources (豪) がオプション権を取得したカンボジア北部の Kou Sa 案件は、2011～2012 年の調査で浅所に高品位の銅の鉱化が確認されている。Brighton Mining (豪) は Okvau 案件の北西に位置する Antrong において、金やベースメタルを対象にオーガーによる試錐調査を実施している。Fission Energy (豪) は Battambang 州で銅・金案件について地元企業との JV を発表している。

表 5-1. カンボジアにおける外資による主な探鉱案件

プロジェクト	鉱種	会社 (国)	備考
Okvau 他	金	Renaissance Minerals (豪)	Oz Minerals 社から継承
Kratie 南部	金	Southern Gold Cambodia (豪)	Mekong Minerals が親会社に参入中
Ratankiri 他	金、銅	Indochine Mining (豪)	現在 PNG の案件に注力
Oyadao 他	金	Angkor Gold (加)	Liberty Mining から継承
Antrong 他	金	Brighton Mining (豪)	初期探鉱中心
Kou Sa	銅、金	Geopacific Resources (豪)	オプション購入検討中。カンボジア社との JV
Battambang 州	銅、金	Fission Energy (豪)	カンボジア社との JV
Mondulkiri 州	ホーサイト	Vinacomin (ベトナム)	BHP Billiton が撤退した案件

(出典：各社 HP 等)

## 6. 我が国との関係

### (1) 日本への輸出

実績なし

### (2) 日本企業による投資状況等

日鉄鉱業の 100%子会社である日鉄鉱カンボジア社(有)は、日系企業単独では初めてカンボジア国内の銅探査権を 2012 年 4 月に取得し、試錐探鉱開始に向けて準備を開始した。また、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) は、豪州企業 Southern Gold Ltd. の現地子会社が Kratie 州及び Mondolkiri 州に保有する鉱区で、2008 年 3 月から同社との共同調査を実施中である。

なお、国際協力機構 (JICA) は、鉱業振興マスタープラン調査を 2008 年から 2010 年 10 月まで実施した。

## 7. その他トピックス

カンボジアにはカンボジア鉱業探鉱会社協会 (CAMEC) が設立されており、豪州やカナダの探鉱会社 7 社と鉱業関連サービス会社 20 社程で構成され、会長は豪州の Liberty Mining International 社長が務めている (<http://www.camec-cambodia.com/>)。

2013 年 7 月 28 日、カンボジア下院選挙において、与党カンボジア人民党が大きく議席を減らしつつも、地方を中心とする強固な地盤に支えられて過半数を押さえた。一方、2 つの野党が合併して誕生した最大野党カンボジア救国党は議席を大幅に増やして躍進した。

(2013. 7. 31 ハノイ駐在員事務所 五十嵐吉昭)